

従業員
1名以上の
中小企業が
対象

都内中小企業向け

テレワーク・ マスター企業 支援奨励金

3か月コース
に加えて新たに

1か月コース

2か月コース

を創設!

「週3日・社員の7割以上」、1～3か月間、テレワークを実施した都内中小企業に、
最大80万円の奨励金を支給!

事業概要

- 「週3日・社員7割以上」、1～3か月間テレワークを実施した企業を「テレワーク・マスター企業」として都が認定し、Webサイト上でPR
- 「テレワーク・マスター企業」に対し、通信費や機器・ソフト利用料など企業が負担・支出した経費に基づき算定した最大80万円の定額の奨励金を支給

対象 常時雇用する労働者が1名～300名以下の都内中小企業等

要件 ① 「テレワーク東京ルール」実践企業宣言に登録・「計画エントリーシート」の提出
② トライアル期間中(5/12～10/31)に、**テレワークが仕事になじむ社員のうち、「週3日・社員の7割以上」、1～3か月間テレワークを実施** ※その他要件あり

▼3か月コースの場合 ※1か月コース、2か月コースの詳細は下記Webサイトからご確認ください

| テレワーク実施人数 | 70人以上 | 50人以上 | 30人以上 | 30人未満 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 奨励金支給額 | 80万円 | 60万円 | 40万円 | 20万円 |

※小規模企業特例：10万円

※「テレワーク実施人数」とは、現場での作業のある方を除いて、テレワークが仕事になじむ社員の7割の人数です(算定基準による)

対象経費 通信費、機器リース料、ソフト利用料、テレワーク手当、サテライトオフィス利用料など、社員がテレワークを実施するために企業が負担・支出した経費

▼ 本事業の詳細はこちらから

テレワーク・マスター企業

検索

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/tele-trial.html>



▼ お問い合わせ先

公益財団法人東京しごと財団雇用環境整備課
「テレワーク・マスター企業支援奨励金」事務局

TEL. **03-6734-1301** (平日9～17時)

※平日12～13時、土日・祝日、年末年始を除く



「計画エントリーシート」の提出

取組を実施するにあたり、事前に「テレワーク東京ルール」へ登録し、「計画エントリーシート」を提出する必要があります。
まずは、「テレワーク東京ルール」へご登録ください

「テレワーク東京ルール」への登録
「計画エントリーシート」の提出はこちらから



テレワーク東京ルール

検索

<https://www.telework-rule.metro.tokyo.lg.jp/>

「計画エントリーシート」提出期限

3か月コース：令和3年7月31日(土)まで

2か月コース：令和3年8月31日(火)まで

1か月コース：令和3年9月30日(木)まで

事業の流れ

「テレワーク東京ルール」実践企業宣言への登録

※テレワーク規定未整備の場合でも、仮登録を行うことで、「計画エントリーシート」の提出ができます。

「計画エントリーシート」の提出
(「テレワーク東京ルール」登録後に速やかに提出して下さい。)

取組実施

「テレワーク定着トライアル期間(5/12～10/31)」中に
「週3日・社員の7割以上」のテレワークを1～3か月間実施

「テレワーク・マスター企業」認定、奨励金申請・支給

テレワーク東京ルールとは

「テレワーク東京ルール」実践企業宣言制度とは、テレワーク東京ルールの5つの戦略を踏まえ、「我が社のテレワーク」を設定・宣言していただく制度です。

